

障がい者福祉のしおり

平成26年4月版

砂川市 社会福祉課

はじめに

「障がい者福祉のしおり」は、障がい等を持っている方が多岐にわたる福祉制度をより積極的に活用され、社会参加と自立がより一層進んでいくことを願い、砂川市社会福祉課で作成いたしました。お手元に置かれてご活用いただければ幸いです。

なお、ここに記載されている内容は、平成26年4月現在となっており、法律の改正などにより記載内容が変更になる場合があります。制度等の内容について、より具体的にお知りになりたい場合や実際に申請等を行う場合には、各項目の説明の下段に記載されている【お問い合わせ先】に、電話等でお問い合わせください。また、関係機関一覧表も掲載しておりますので、併せてご活用ください。

もくじ

障害者手帳の交付について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
障害者手帳の交付により受けられる制度について・・・・・・	4
障害福祉サービスについて・・・・・・・・・・・・・・・・	19
難病等の方々の障害福祉サービス利用について・・・・・・	27
障害者虐待防止法について・・・・・・・・・・・・・・・・	28
関係機関一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	30
資料（日常生活用具種目表、補装具種目表）・・・・・・	34
すながわ福祉マップ・・・・・・・・・・・・・・・・	巻末

障害者手帳の交付について

1. 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、目や耳、手足、心臓、じん臓等に永続する障がいをもつ方に交付されます。手帳を交付された方には障がいの程度に応じた公共料金の減免制度や交通機関の運賃割引、税の控除等、様々な制度があります。

(1) 障がいの種類と等級

障害種別／等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
視覚		●	●	●	●	●	●	
聴覚			●	●	●		●	
平衡機能				●		●		
音声機能又は咀嚼機能				●	●			
上肢		●	●	●	●	●	●	※●
下肢		●	●	●	●	●	●	※●
体幹		●	●	●		●		
乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能	上肢	●	●	●	●	●	●	※●
	移動	●	●	●	●	●	●	※●
心臓機能		●		●	●			
じん臓機能		●		●	●			
呼吸器機能		●		●	●			
ぼうこう又は直腸機能		●		●	●			
小腸機能		●		●	●			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		●	●	●	●			
肝臓機能		●	●	●	●			

※肢体不自由については、7級だけでは手帳は交付されません。7級に該当する障がい
が2以上重複する場合、6級となり手帳が交付されます。

(2) 交付申請

交付申請には、次のものがが必要です。

① 身体障害者診断書・意見書

※ 作成できる医師は法律により指定されております。

② 顔写真（タテ4cm、ヨコ3cmで撮影後一年以内のもの）

③ 印鑑

※ 交付申請書は市役所⑧番窓口（社会福祉課）にあります。

2. 療育手帳

療育手帳は、知的な面での発達に障がいのある方に一貫した支援・相談を行うとともに、いろいろな福祉の助成を受け易くするために、児童相談所又は北海道立心身障害者総合相談所において知的障害と判定された方に交付されます。

手帳を交付された方には障がいの程度に応じた減免制度や交通機関の運賃割引、税の控除等、様々な制度があります。

(1) 障がいの種類と等級

障がいの程度により、A（最重度・重度）・B（中度・軽度）があります。

(2) 交付申請

18歳未満の方は児童相談所で、18歳以上の方は北海道立心身障害者総合相談所で判定を受け、知的障害と判定された方が交付申請をすることができます。

交付申請には、次のものが必要です。

① 顔写真（タテ4cm、ヨコ3cmで撮影後一年以内のもの）

② 印鑑

※ 交付申請書は市役所⑧番窓口（社会福祉課）にあります。

(3) 交付までの流れ

① 18歳未満の方

児童相談所（岩見沢市）へ直接ご連絡していただくことになります。なお、児童相談所が指定する日または巡回児童相談の日程の中で判定を受けていただくことになります。

② 18歳以上の方

社会福祉係へお申し付けください。市役所で聞き取り調査を行ったのち、北海道立心身障害者総合相談所（札幌市）が指定する日に判定を受けていただくことになります。なお、判定を受ける場合はその方の生育歴や学歴、学校での様子や日常生活の状況などを把握している保護者、家族等の同行が必要です。

いずれかの方法により判定を受け、知的障害と判定された方は交付申請を行っていただくことで手帳が交付されます。

3. 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患があり、その障がいのために生活上困難が伴う方に交付されます。

(1) 障がいの等級

障がいの程度により、1～3級があり、統合失調症、躁うつ病、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害などが該当します。

(2) 交付申請

交付申請には、次のものがが必要です。

① 診断書

※ 障害年金を受給している方は、年金証書の写しを提出することで、診断書が省略されます。

② 顔写真（タテ4cm、ヨコ3cmで撮影後一年以内のもの）

③ 印鑑

※ 交付申請書は市役所⑧番窓口（社会福祉課）にあります。

障害者手帳の交付により受けられる制度について

(障害者手帳が交付されていなくても受けられる制度を含む)

制度の一覧表

番号	制度の名称	ページ	身体	知的	精神	難病
1	障害者控除	5	○	○	○	
2	障害者等に対する少額貯蓄非課税制度	5	○	○	○	
3	自動車税の減免制度	5	※	※	※	
4	有料道路通行料金の割引制度	6	※	※		
5	駐車禁止除外指定車標章の交付	6	※	※	※	
6	自動車改造費の助成	6	※			
7	JR旅客運賃の割引制度	7	○	○		
8	バス運賃の割引制度	7	○	○	※	
9	航空運賃の割引制度	8	※	※		
10	タクシー運賃の割引制度	8	○	○	※	
11	タクシーチケットの交付	8	※			
12	NHK放送受信料の減免制度	9	※	※	※	
13	携帯電話料金の割引制度	9	○	○	○	※
14	水道料金の軽減	9	※			
15	後期高齢者医療制度	10	※	※	※	※
16	重度心身障害者医療費助成制度	10	※	※	※	
17	特定疾病療養受療証の交付	11	※			
18	特定疾患医療受給者証の交付	11				○
19	自立支援医療	12	※		※	
20	障害年金	13	※	※	※	※
21	特別障害給付金制度	13	※	※	※	※
22	障害手当金	13	※	※	※	※
23	特別障害者手当・障害児福祉手当	14	※	※	※	※
24	特別児童扶養手当	14	※	※	※	※
25	介護手当	15	※	※		※
26	心身障害者扶養共済制度	15	※	※	※	
27	重度心身障害児等通所施設交通費助成事業	15	※	※		
28	肢体不自由児療育訓練交通費助成事業	15	※			
29	生活福祉資金の貸付制度	16	※	※	※	※
30	補装具費支給制度	16	※			※
31	成年後見制度	16		※	※	
32	意思疎通支援事業	17	※			
33	日常生活用具給付等事業	17	※	※	※	※
34	移動支援事業	17	※	※	※	
35	日中一時支援事業	18	※	※	※	※
36	緊急通報装置の設置	18	※	※	※	※

※手帳交付の他に要件がある、または手帳の等級や部位によって対象者の範囲が定められているもの

1. 障害者控除（所得税・住民税）

本人（納税義務者）やその控除対象配偶者および扶養親族が障害者手帳の交付を受けた場合、障害者控除を受けることができます。判定の時期は、12月31日現在の状況です。なお、精神障害者保健福祉手帳については有効期間が過ぎている場合は障害者控除を受けることができませんので、お持ちの手帳の記載内容をご確認ください。

控除の区分	障害等級			控除額(障害者1人当たり)	
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	所得税	住民税
障害者	3～6級	B	2～3級	27万円	26万円
特別障害者 (同居特別障害者)	1～2級	A	1級	40万円 (75万円)	30万円 (53万円)

※障害者控除の適用は、年末調整または確定申告（住民税申告）時に申告が必要です。

【お問い合わせ先】 砂川市役所税務課 市民税係

滝川税務署 ☎ 0125-22-2191

※障害者控除対象者認定書

身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている方は、心身の状態によって障害者控除の対象となる場合があります。申請により、該当する方には障害者控除対象者認定書が交付されますので、高齢者支援係へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 砂川市役所介護福祉課 高齢者支援係

2. 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度（マル優制度）

障害者手帳の交付を受けている方等の預貯金などについて、一人につき元本350万円までを限度に、利子所得で課税される所得税と住民税を非課税にできる制度です。

【お問い合わせ先】 各金融機関

3. 自動車税の減免制度

心身に障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税の課税免除および自動車取得税の減免を受けることができます。詳細は各担当係へお問い合わせください。

※自動車税は空知総合振興局、軽自動車税は砂川市、それぞれのホームページでもご確認いただけます。

自動車税・自動車取得税について

【お問い合わせ先】 空知総合振興局納税課 収納管理係
☎ 0126-20-0056

軽自動車税について

【お問い合わせ先】 砂川市役所税務課 資産税係

4. 有料道路通行料金の割引制度

障がい者ご本人が運転する場合は身体障害者手帳の交付を受けている全ての方、障がい者ご本人以外の方が運転し、障がい者ご本人が同乗する場合は、身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方のうち重度の障がい（旅客鉄道株式会社運賃減額が第1種）の方について、通常料金が半額になります。対象となる方や自動車の範囲がありますので、社会福祉係へお問い合わせください。

申請には次のものがが必要です。

- ① 障害者手帳
- ② 自動車検査証（車検証）
- ③ 運転免許証（旅客鉄道株式会社運賃減額が第2種の方のみ）
- ④ ETCカード（名義と番号がわかるもの）
- ⑤ ETC車載器の管理番号がわかるもの（車載器セットアップ申込書など）
※ETC利用登録をされる方は申請書を郵送する必要があるため、切手（82円）が必要です。

【お問い合わせ先】 砂川市役所社会福祉課 社会福祉係

5. 駐車禁止除外指定車標章の交付

障害者手帳の交付を受けている方に交付されます。ただし、障害者手帳の等級には条件があります。また、標章の交付を受けていても駐車できない場所がありますので、詳細は砂川警察署へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 砂川警察署 ☎ 0125-54-0110

6. 自動車改造費の助成

身体障害者手帳の交付を受けている方で、就労等に伴い自ら所有し運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等の駆動装置の一部を改造する必要がある場合に、改造に要する経費の一部を助成します。10万円を限度とし、1車両1回限りです。なお、一定の収入・所得以上の方は該当になりませんので、詳細はお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 砂川市役所社会福祉課 社会福祉係

7. JR旅客運賃の割引制度

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方は、JR運賃が50%割引になります。割引の種別は、第1種、第2種がありますので、お持ちの手帳の記載内容をご確認ください。なお、乗車する距離や乗車券の種類に条件がありますので、下表によりご確認ください。

※JR北海道のホームページでもご確認ください。

割引種別	割引対象	乗車券種別	距離制限等	注意事項
第1種	単独乗車	普通乗車券	片道101km以上利用の場合	
	介護者付き	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		・介護者1人のみ ・小児定期は適用されない ・同一種類、区間のみ適用
第2種	単独乗車	普通乗車券	片道101km以上利用の場合	
	介護者付き ※本人が12歳未満の場合のみ	定期乗車券		・介護者1人のみ ・小児定期は適用されない ・同一種類、区間のみ適用

【お問い合わせ先】JR砂川駅

☎ 0125-52-3217

8. バス運賃の割引制度

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方は、運賃の割引を受けることができます。割引額は各バス会社によって異なりますので、ご利用されるバス会社へお問い合わせください。なお、砂川市内を運行している路線バスは北海道中央バス(株)の一社のみですが、普通乗車券は50%割引、定期券は30%割引で、第1種の方については介護人も本人同様の割引が受けられます。

※北海道中央バス(株)のホームページでもご確認ください。

【お問い合わせ先】北海道中央バス(株)滝川営業所

☎ 0125-24-6191

9. 航空運賃の割引制度

満12歳以上で身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方は、運賃の割引を受けることができます。詳細は各航空会社にお問い合わせください。

※各航空会社のホームページでもご確認いただけます。

【お問い合わせ先】各航空会社

10. タクシー運賃の割引制度

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方は、料金支払いの際に運転手に手帳を提示することで、10%割引になります。

※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方への割引は、各タクシー会社へお問い合わせください。

【お問い合わせ】各タクシー会社

11. タクシーチケットの交付(砂川市重度身体障害者ハイヤー料金助成事業)

身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、障害種別（下肢・体幹・視覚・移動機能）ごとに1・2級の認定を受けている方へ、1枚490円の22枚綴り（10月1日以降に申請した場合は11枚綴り）の助成券を交付しています。

申請には次のものがが必要です。

- ① 身体障害者手帳
- ② 印鑑（交付申請書は市役所⑧番窓口にあります）

※ 障害者手帳が1・2級であっても、各障害種別それぞれで1・2級でなければ交付されません。また、内部障害（心臓やじん臓など）の方については1級かつ手帳に「歩行困難」と記載のある方が該当になります。

※ 手書きの手帳をお持ちの方については、障害種別ごとの級が記載されておられませんので、社会福祉係へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】砂川市役所社会福祉課 社会福祉係

12. NHK放送受信料の減免制度

NHK（日本放送協会）放送受信料免除基準に該当する方は、NHK放送受信料の全額免除または半額免除を受けることができます。

※NHK（日本放送協会）のホームページでもご確認いただけます。

全額	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
半額	次の方が世帯主で、受信契約者の場合 ・視覚障害または聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳の等級が重度（1～2級）の方 ・療育手帳の等級が重度（A）の方 ・精神障害者保健福祉手帳の等級が重度（1級）の方

申請には次のものがが必要です。

- ① 障害者手帳
- ② 印鑑（申請書は市役所⑧番窓口にあります）

【お問い合わせ先】砂川市役所社会福祉課 社会福祉係

13. 携帯電話料金の割引制度

障害者手帳の交付を受けている方が契約している携帯電話の使用料が割引となります。割引内容は携帯電話会社によって異なりますので、利用されている携帯電話会社へお問い合わせください。

※携帯電話各社ホームページでもご確認いただけます。

【お問い合わせ先】各携帯電話会社

14. 水道料金の軽減

身体障害者手帳1・2級の手帳の交付を受けている方（重度身体障害者）の収入で生計を維持しており、かつ市民税非課税世帯の上・下水道料金が軽減されます。詳細は中空知広域水道企業団砂川営業所（砂川市役所内）へお問い合わせください。

※砂川市ホームページでもご確認いただけます。

【お問い合わせ先】中空知広域水道企業団砂川営業所（砂川市役所内）

☎ 0125-54-2121（内線260・262）

15. 後期高齢者医療制度

65歳～74歳で一定の障がいのある方は、後期高齢者医療の被保険者になることができます。障害者手帳の交付により加入される場合、対象となる等級は次のとおりです。なお、障害者手帳の交付を受けていない方でも一定の障がいに該当する要件がありますので、詳細は保険係へお問い合わせください。

- ・身体障害者手帳1～3級と4級の一部
- ・療育手帳A（重度）
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級

※北海道後期高齢者医療広域連合のホームページでもご確認いただけます。

【お問い合わせ先】砂川市役所市民生活課 保険係

16. 重度心身障害者医療費助成制度

重度の障害者手帳の交付を受けた方へ、医療費を助成する制度です。障害者手帳の等級の範囲と助成内容については次のとおりです。なお、所得制限がありますので、詳細は保険係へお問い合わせください。

（1）障害者手帳の等級の範囲

- ・身体障害者手帳1・2級と3級の内部障害
- ・療育手帳Aまたは重度の知的障害者（知能指数が概ね35以下、身体障害を有する方は概ね50以下）と診断・判定された方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院医療費のみ対象）

（2）助成内容

区分	医療費の自己負担
就学前までの子ども	なし
低所得の方 （市民税非課税世帯）	初診時一部負担金（初診のときにかかるお金）のみ （医科:580円/歯科:510円/柔道整復:270円）
一般の方 （市民税課税世帯）	1割負担 （月額上限額 入院 44,400円/通院 12,000円）

【お問い合わせ先】砂川市役所市民生活課 保険係

17. 特定疾病療養受療証の交付（医療費の軽減制度）

高額の治療を長い間続ける必要のある病気（人工透析が必要な慢性腎不全や血友病）の場合、特定疾病療養受療証の交付を受けることができます。詳細は、保険係へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】砂川市役所市民生活課 保険係

18. 特定疾患医療受給者証の交付（医療費の軽減制度）

特定疾患治療研究事業の対象疾患の方の医療費の自己負担を軽減する制度です。詳細は、滝川保健所へお問い合わせください。

対象疾患（国が定める56疾患と北海道が独自に定める6疾患）

国が定める56疾患			
1	パーチエット病	32	重症急性膵炎
2	多発性硬化症(MS)	33	特発性大腿骨頭壊死症(I ON)
3	重症筋無力症(MG)	34	混合性結合組織病(MCTD)
4	全身性エリテマトーデス(SLE)	35	原発性免疫不全症候群
5	スモン	36	特発性間質性肺炎(I I P s)
6	再生不良性貧血(AA)	37	網膜色素変性症
7	サルコイドーシス	38	プリオン病
8	筋委縮性側索硬化症(ALS)	39	肺動脈性肺高血圧症
9-1	強皮症	40-1	神経線維腫症1型(リックリングハウゼン病)(NF1)
9-2	皮膚筋炎及び多発性筋炎(PM/DM)	40-2	神経線維腫症2型(NF2)
10	特発性血小板減少性紫斑病(ITP)	41	亜急性硬化性全脳炎(SSPE)
11-1	結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)(古典的PN)	42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群
11-2	結節性動脈周囲炎(顕微鏡的多発血管炎)(MPA)	43	慢性血栓性肺高血圧症
12	潰瘍性大腸炎(UC)	44	ライソゾーム病(ファブリー病含む)
13	大動脈炎症候群(高安動脈炎)(TA)	45	副腎白質ジストロフィー(ALD)
14	ピュルガー病(パージャー病)	46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
15	天疱瘡	47	脊髄性筋萎縮症
16	脊髄小脳変性症(SCD)	48	球脊髄性筋萎縮症
17	クローン病(CD)	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎(C I D P)
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	50	肥大型心筋症
19	悪性関節リウマチ(MRA)	51	拘束型心筋症
20	パーキンソン病関連疾患	52	ミトコンドリア病
21	アミロイドーシス	53	リンパ脈管筋腫症(LAM)
22	後縦靭帯骨化症(OPLL)	54	重症多形滲出性紅斑(急性期)
23	ハンチントン病	55	黄色靭帯骨化症
24	モヤモヤ病(ウイリス動脈輪閉鎖症)	56	間脳下垂体機能障害
25	ウェグナー肉芽腫症	56-1	PRL分泌異常症
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	56-2	ゴナドトロピン分泌異常症
27	多系統萎縮症(MSA)	56-3	ADH分泌異常症
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)(EB)	56-4	下垂体性TSH分泌異常症
29	脳痲性乾癬	56-5	クッシング病
30	広範脊柱管狭窄症	56-6	先端巨大症
31	原発性胆汁性肝硬変(PBC)	56-7	下垂体機能低下症
北海道が独自に定める6疾患			
71-1	下垂体機能障害(成長ホルモン分泌不全性低身長症)	77-3	ステロイドホルモン産生異常症(アジソン病)
71-2	同上(下垂体前葉機能低下症)	77-5	同上(副腎皮質酵素欠損:21-hydroxylase 障害型)
71-3	同上(末端肥大症及び巨人症)	77-6	同上(副腎皮質酵素欠損:21-hydroxylase 障害型以外)
71-4	同上(クッシング病)	77-7	同上(多嚢胞性卵巣症候群及びスタインレーベンタル症候群)
71-5	同上(尿崩症)	77-8	同上(精巣機能低下症)
75	突発性難聴	78	シェークレン症候群
76	溶血性貧血	79-1	難治性肝炎(自己免疫性肝炎等)
77-1	ステロイドホルモン産生異常症(副腎性クッシング症候群、異所性ACTH症候群によるクッシング症候群)	79-2	難治性肝炎(肝硬変・ヘパトーム)
77-2	同上(原発性アルドステロン症)		

※ 北海道のホームページでもご確認いただけます。

【お問い合わせ先】北海道滝川地域保健室（滝川保健所）

☎ 0125-24-6201

19. 自立支援医療（医療費の軽減制度）

次の医療を受けられる場合、自己負担額が原則1割負担となり、さらに世帯の所得の状況により月額負担上限額が設定されます。なお、医療費の助成を受けられる障がいや医療機関が限られていますので、社会福祉係へお問い合わせください。

（1）更生医療

更生医療は、身体障害者手帳を交付されている方で、人工透析や人工関節置換術など、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる方に対して、医療費を支給します。

（2）育成医療

育成医療は、障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる方に対して、医療費を支給します。

（3）精神通院医療

精神通院医療は、統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療費を支給します。

申請には次のものがが必要です。

① 身体障害者手帳

※ 育成医療、精神通院医療を申請される方は、障害者手帳の交付を受けていなくても申請可能です。

② 印鑑（申請書は市役所⑧番窓口にあります）

③ 健康保険証

※ ご本人と同じ医療保険に加入されている方の健康保険証も必要です

④ 診断書・意見書（更生医療意見書・育成医療意見書・精神通院医療診断書）

※ 所定の様式がありますので、市役所⑧番窓口にお申し付けください。

⑤ 現在の収入がわかるもの（源泉徴収票、年金振込通知書など）

※ 市町村民税非課税世帯の方については、ご本人の収入によって月額負担上限額が設定されますので、必ずご持参ください。

【お問い合わせ先】 砂川市役所社会福祉課 社会福祉係

20. 障害年金（年金制度）

国民年金・厚生年金に加入している間に初診日のある病気や怪我（初めて医師の診察を受けた病気や怪我）で、法令により定められた障害等級表による障がいの状態にある間、障害年金が支給されます。なお、障害者手帳と障害年金は、根拠法令・審査機関・認定基準・申請窓口が異なります。詳細は、下記までお問い合わせください。

※詳細は日本年金機構のホームページでもご確認いただけます。

※国民年金については、市役所窓口でもご相談いただけます。

【お問い合わせ先】日本年金機構 砂川年金事務所

☎ 0125-28-9003

砂川市役所市民生活課 戸籍年金係

21. 特別障害給付金制度

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない方については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として特別障害給付金が支給されます。詳細は、下記までお問い合わせください。

※詳細は日本年金機構のホームページでもご確認いただけます。

【お問い合わせ先】日本年金機構 砂川年金事務所

☎ 0125-28-9003

砂川市役所市民生活課 戸籍年金係

22. 障害手当金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気や怪我が初診日から5年以内に治り、3級の障がいよりやや程度の軽い障がいが残ったときに支給される一時金です。障害手当金の支給を受ける場合も、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている必要があります。詳細は、日本年金機構砂川年金事務所へお問い合わせください。

※詳細は日本年金機構のホームページでもご確認いただけます。

【お問い合わせ先】日本年金機構 砂川年金事務所

☎ 0125-28-9003

23. 特別障害者手当・障害児福祉手当

精神または身体に著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅の障がい者（児）に、20歳以上は月額26,000円、20歳未満は14,140円が支給される手当です（手当額については消費者物価指数の変動に応じて変わることがあります）。支給にあたっては所得制限があり、支給後も資格喪失要件があります。なお、申請にあたっては障害者手帳の有無は関係ありませんが、特別障害者手当の認定基準を満たす場合は障害者手帳の交付基準にも該当する可能性があります。詳細は、社会福祉係へお問い合わせください。

申請には次のものが必要です。

- ① 特別障害者手当認定診断書（20歳以上）
障害児福祉手当認定診断書（20歳未満）
※市役所⑧番窓口にありますのでお申し付けください。
- ② 振込先口座のわかるもの（通帳など）
※申請者ご本人名義の口座が必要になります。
- ③ 印鑑（申請書は市役所⑧番窓口にあります）

※詳細は厚生労働省のホームページでもご確認いただけます。

【お問い合わせ先】砂川市役所社会福祉課 社会福祉係

24. 特別児童扶養手当

20歳未満の障がい児を養育している父母等に、障がいの程度により1級は月額49,900円、2級は33,230円が支給される手当です（手当額については消費者物価指数の変動に応じて変わることがあります）。支給にあたっては所得制限があり、支給後も資格喪失要件があります。なお、申請にあたっては障害者手帳の有無は関係ありませんが、特別児童扶養手当の認定基準を満たす場合は障害者手帳の交付要件にも該当する可能性があります。また、手帳の交付を受けていると診断書を省略できる場合もあります。詳細は、児童家庭係へお問い合わせください。

※詳細は厚生労働省のホームページでもご確認いただけます。

【お問い合わせ先】砂川市役所社会福祉課 児童家庭係

25. 介護手当（砂川市介護手当支給事業）

65歳未満の在宅者（介護保険法に基づく要介護認定を受けている方を除く）であって、常時寝たきりの状態にあるため日常生活の介護を受け、かつ身体障害者手帳1、2級（重度身体障害）又は療育手帳A（重度知的障害者）と判定もしくは診断された方の介護者に、月額4,500円が支給される手当です。なお、障害基礎年金等、ほかに障がいを事由とする手当が支給されている場合は対象外となります。詳細は、高齢者支援係へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】砂川市役所介護福祉課 高齢者支援係

26. 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛け金を納めることにより、保護者が死亡または重度障がいとなった場合、障がいのある方に終身にわたり一定額の年金が支給されます。障がいのある方、保護者にはそれぞれ要件があります。詳細は、空知総合振興局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】北海道空知総合振興局保健環境部社会福祉課
☎ 0126-20-0105

27. 重度心身障害児等通所施設交通費助成事業

在宅の重度心身障害児（者）が通園施設（北海道が設置する重症心身障害児等通園施設）に通う場合、通園施設が行う送迎バス料金の一部を助成します。詳細は、児童家庭係へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】砂川市役所社会福祉課 児童家庭係

28. 肢体不自由児療育訓練事業・肢体不自由児療育訓練交通費助成事業

在宅の肢体不自由児が機能回復訓練とあわせて自立した生活をするための助言を行います。また、肢体不自由児の療育訓練にかかる交通費（タクシー代）の一部を助成する事業もありますので、詳細は児童家庭係へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】砂川市役所社会福祉課 児童家庭係

29. 生活福祉資金の貸付制度

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（現に障害者総合支援法に基づくサービスを利用している等手帳の交付と同程度と認められる方を含む）の属する世帯は、低い利子で貸付を受けることができます。資金の種類については、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金の4種類があり、いずれも連帯保証人を立てると無利子となり、連帯保証人を立てない場合は年1.5%となります。詳細は、砂川市社会福祉協議会へお問い合わせください。

※詳細は全国社会福祉協議会のホームページでもご確認いただけます。

【お問い合わせ】砂川市社会福祉協議会 ☎ 0125-52-2588

30. 補装具費支給制度

身体障害者手帳の交付を受けている方または障害者総合支援法で定める難病患者で、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具（義肢、車いす、補聴器など）を購入する際、費用の一部を助成します。利用者負担額は原則一割負担となり、さらにご本人および配偶者の所得により負担上限月額が設定されます。ただし、用具にはそれぞれ基準額が設定されており、基準額を超過した差額につきましては全額自己負担となります。詳細は、社会福祉係へお問い合わせください。

※詳細は厚生労働省のホームページでもご確認いただけます。

【お問い合わせ先】砂川市役所社会福祉課 社会福祉係

31. 成年後見制度・成年後見制度利用支援事業

知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方の財産管理や契約行為（不利益な契約や悪徳商法）などについて、成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が支援する制度です。また、成年後見制度の利用に必要な費用を助成する制度（成年後見制度利用支援事業）もありますので、詳細は下記までお問い合わせください。

※詳細は法務省のホームページでもご確認いただけます。

【お問い合わせ先】砂川市役所社会福祉課 社会福祉係
砂川市役所介護福祉課 高齢者支援係

32. 意思疎通支援事業

聴覚障害や言語機能障害により、意思疎通を図ることに支障がある方へ手話通訳者等を派遣します。市内に居住地があり、身体障害者手帳の交付を受けている方が対象となります。詳細は、社会福祉係へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 砂川市役所社会福祉課 社会福祉係

33. 日常生活用具給付等事業

障がいのある方の自立生活を支援するため、日常生活に必要な用具や住宅改修の費用の一部を助成します。利用者負担額は原則一割負担となり、さらにご本人および配偶者の所得により負担上限月額が設定されます。ただし、用具にはそれぞれ基準額が設定されており、基準額を超過した差額につきましては全額自己負担となります。詳細は、社会福祉係へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 砂川市役所社会福祉課 社会福祉係

34. 移動支援事業

視覚障害や上下肢機能障害、知的障害や精神障害があり、屋外での移動が困難な方に、付き添いや助言などの支援を行います。具体的な対象者は次のとおりです。

- ・屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者（児）
- ・肢体不自由の程度が1級（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）に該当し、両上肢および両下肢の機能の障がいをもつ方またはこれに準ずる方
- ・知的障害者（児）
- ・漫然とした不安がある、妄想がある、公共機関等の利用に係る各種手続きを一人で行うことが困難など、一人での外出が困難な精神障害者。ただし、障害者総合支援法に基づく行動援護の対象者はこのサービス利用対象者から除外する。

申請には次のものが必要です。

- ① 障害者手帳
- ② 印鑑（申請書は市役所⑧番窓口にあります）

【お問い合わせ先】 砂川市役所社会福祉課 社会福祉係

35. 日中一時支援事業

障がいのある方の日中活動の場の確保を行うことを目的とした事業です。障がいのある方の介護者が病気などの理由で家庭での介護ができない場合、事業所において見守りや活動の場の提供を行い、日常生活の支援を行います。具体的な対象者は次のとおりです。

- ・ 18歳以上の方
障害者総合支援法に基づく介護給付費の支給決定を受けており、かつ障害支援区分1以上の認定を受けている方。
- ・ 18歳未満の方
障害児単価区分1以上に該当する方。

※ 障害児単価区分とは、食事・排泄・入浴・移動・行動障害および精神症状（5領域10項目）において、全介助または一部介助の状況によって決定されます。

【お問い合わせ先】 砂川市役所社会福祉課 社会福祉係

36. 緊急通報装置の設置

在宅で暮らす重度身体障害者を対象として、緊急通報装置を設置し消防署と直結することによって、緊急時における迅速かつ適切な救急救助体制をとり、生活不安の解消と生命の安全を確保します。具体的な対象者は次のとおりです。詳細は高齢者支援係へお問い合わせください。

- ・ 重度身体障害者（1・2級）もしくは療育手帳A判定の知的障害者のみの世帯に属する方
- ・ 65歳以上の高齢者のみと同居する重度身体障害者もしくは療育手帳A判定の知的障害者

【お問い合わせ先】 砂川市役所介護福祉課 高齢者支援係

障害福祉サービスについて

1. サービスの体系

※ **障害支援区分認定**～障害支援区分の認定が必要です。

※ ★～市内事業所 ☆～市外事業所

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

障害支援区分認定

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事の介護、調理、洗濯、掃除、生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行います。サービス内容は身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助の4種類があります。

★ジャパンケア砂川

☆ヘルパーステーションのどか

★ライフサポート筒井

☆ヘルパーステーションのぞみ

★ヘルパーステーションさらん

☆サポートセンターぽすと

★砂川希望学院居宅介護事業所

② 重度訪問介護

障害支援区分認定

ホームヘルパーが重度の肢体不自由者、重度の知的障害者、重度の精神障害者で常に介護を必要とする方の自宅を訪問し、居宅介護のサービス内容の他に外出時における移動中の介護を総合的に行います。

★ジャパンケア砂川

★ヘルパーステーションさらん

★ライフサポート筒井

☆ヘルパーステーションのどか

③ 同行援護

障害支援区分認定

視覚障害により移動が著しく困難な方が外出する際に同行し、移動に必要な情報提供や介護、排泄や食事など外出する際に必要な援助を行います。

☆ヘルパーステーションのどか

④ 行動援護

障害支援区分認定

知的障害または精神障害により一人で行動することが困難な方に、危険を回避するための必要な援助や外出時の移動中の介護、排泄や食事、その他行動する際に必要な援助を行います。

★砂川希望学院居宅介護事業所

☆サポートセンターぽすと

⑤ 重度障害者等包括支援

障害支援区分認定

※砂川市をサービス提供地域とする事業所は、空知管内にはありません。
(平成26年3月末日現在)

(2) 日中活動系サービス

① 療養介護

障害支援区分認定

医療と常時介護を必要とする方に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活の支援を行います。

※療養介護施設は空知管内にはありません。

② 生活介護

障害支援区分認定

障がいにより常時介護を必要とする方に、施設内において日常生活全般の支援を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供します。

★砂川希望学院

★福祉会老人デイサービスセンター

★デイサポート優

★デイサポート夢

③ 短期入所（ショートステイ）

障害支援区分認定

自宅で介護する方が病気などの場合に、施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護その他の必要な介護を行います。

★砂川希望学院短期入所事業所

④ 自立訓練（機能訓練）

身体障害がある方への理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談等を行います。

※砂川市をサービス提供地域とする事業所は、空知管内にはありません。
(平成26年3月末日現在)

⑤ 自立訓練（生活訓練）

知的障害、精神障害がある方が自立した日常生活を送るために必要な訓練、生活等に関する相談等を行います。

★くるみ

☆地域生活訓練センターこころ

☆トータルサポートリアル

☆光生舎エルム・ソーイング

⑥ 宿泊型自立訓練

知的障害、精神障害がある方へ居住の場を提供し、日中サービスを利用して帰宅した後も、家事などの生活能力を向上させるために必要な支援を行います。
※宿泊型自立訓練施設は空知管内にはありません。

⑦ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者で、一般企業等への就労が可能と見込まれる方に、必要な訓練や求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のための相談等を行います。

- | | |
|----------------|---------------|
| ★くるみ | ☆光生舎クリーン・セブン |
| ★砂川希望学院 | ☆光生舎エルム・ソーイング |
| ☆爽やかネットワーク | ☆パシオ |
| ☆就労支援センターすまっしゅ | ☆滝川ほほえみ工房 |

※近隣の事業所のみ掲載しております。

⑧ 就労継続支援A型（雇用型）

障がいにより一般企業等への就労が困難な65歳未満の方に、生産活動その他の活動の機会を提供します。就労継続支援A型については原則、事業所と雇用契約を結ぶこととなりますが、雇用契約を結ばない利用が可能な場合もありますので、事業所へお問い合わせください。

- | | |
|----------|--------------|
| ★笑飛巣 | ☆光生舎クリーン・セブン |
| ☆南美唄福祉工場 | |

※近隣の事業所のみ掲載しております。

⑨ 就労継続支援B型（非雇用型）

就労継続支援A型と支援内容は同じですが、雇用契約は結びません。また、就労継続支援B型については65歳以上の方であっても利用することができます。

- | | |
|----------|--------------|
| ★くるみ | ☆フレーザーカントリー |
| ★ばる〜ん | ☆若草友の会共同作業所 |
| ★つむぎの家 | ☆滝川ほほえみ工房 |
| ☆エルムの里 | ☆滝川新生園 |
| ★砂川希望学院 | ☆滝川更生園 |
| ★ワーク望 | ☆トータルサポートリアル |
| ★デイサポート優 | |

※近隣の事業所のみ掲載しております。

⑩ 放課後等デイサービス

学校に就学している障がい児の生活能力向上のために、学校教育の場以外でも訓練等の支援を提供するとともに、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所を提供します。

- | | |
|---------------|----------------|
| ★砂川市子ども通園センター | ☆滝川通園事業所たんぽぽの家 |
| ☆トータルサポートリアル | ☆ぴーす |
| ☆きっずでいここ | |

※近隣の事業所のみ掲載しております。

⑪ 児童発達支援

学校に就学していない障がい児への支援として、日常的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を提供します。

- | | |
|---------------|----------------|
| ★砂川市子ども通園センター | ☆滝川通園事業所たんぽぽの家 |
| ☆トータルサポートリアル | |

※近隣の事業所のみ掲載しております。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行い、日常生活全般の支援を行います。

- | | |
|----------|--------|
| ★どんぐり | ★晴見荘 |
| ★かえりゃんせ | ★たんぽぽ荘 |
| ★かえりゃんせⅡ | ★豊沼荘 |
| ★なでしこ荘 | ★共栄荘 |
| ★さくら荘 | |

※砂川市内の事業所のみ掲載しております。

② 施設入所支援

障害支援区分認定

施設に入所し、日常生活全般の支援を行います。

- | | |
|---------------|--------------|
| ★砂川希望学院 | ☆爽やかネットワーク |
| ☆ライフサポート美唄 | ☆美唄光生園 |
| ☆パシオ | ☆光生舎フーレビラ |
| ☆光生舎エルム・ソーイング | ☆光生舎ワークショップ |
| ☆光生舎クリーナーズ | ☆光生舎メディック・エル |
| ☆光生舎虹の里 | |

※近隣の事業所のみ掲載しております。

(4) 地域相談支援

① 地域移行支援

施設に入所している障がい者、または精神科病院に入院している精神障害者が地域生活へ移行するための住居の確保や新生活への準備など、地域生活への移行に関する支援を行います。

★地域生活支援センターぽぽろ

② 地域定着支援

地域生活をしている障がい者との常時連絡体制を確保し、緊急時における相談等の支援を行います。

★地域生活支援センターぽぽろ

2. サービスの利用手続き

(1) 介護給付を希望する場合（18歳以上の方）

① サービス利用申請

申請書を提出します。（申請書は市役所⑧番窓口にあります）

申請書を提出する方はご本人（申請者）以外（代理申請）でもかまいませんが、聞き取り調査は原則ご本人にお会いして実施するため、可能な限り利用申請時にご本人の同席をお願いいたします。代理申請の場合は、後日お会いして聞き取り調査を実施しますが、サービス支給決定に遅れが生じる場合があります。

利用申請には、次のものが必要です。

- ・印鑑（申請書は市役所⑧番窓口にあります）
- ・現在の収入がわかるもの（源泉徴収票、年金振込通知書など）
 - ※ 市町村民税非課税世帯の方については、ご本人の収入によって負担上限月額が設定されますので、必ずご持参ください。
- ・身体障害者手帳
 - ※ 身体に障がいのある方は、手帳が交付されていなければ利用申請をすることができません。

② 心身の状況に関する聞き取り調査を実施

心身の状況に関する80項目の聞き取り調査を実施します。また、就労の希望や介護者の状況、居住環境などの調査も同時に実施します（障害支援区分認定調査）。

③ 市から申請者へサービス等利用計画案の提出を依頼

サービスを利用するためには、サービス等利用計画が必要です。

サービス等利用計画とは、申請者が目指す目標に対し、どのサービスをどのような頻度で利用するのかといった、目標達成までのプロセスのことです。サービス等利用計画は、相談支援事業所に作成を依頼する方法（相談支援給付）と、申請者本人または家族や支援者が作成する方法（セルフプラン）があります。相談支援事業所に依頼した場合は、作成した計画に対し、目標にどこまで近づいているのかなどの確認をし、必要に応じて計画を見直すためのモニタリングを受けていくことになります。

④ 障害支援区分審査会

申請状況にもよりますが、概ね月1回、下旬に開催されます。審査をするための資料として、医師意見書が必要です。医師意見書作成料は市が負担します。ただし、定期通院している病院がない、受診歴がないなど医師意見書を作成できない場合は、医師意見書作成のために医療機関を受診していただくことになります。この場合、医師意見書作成料は市が負担しますが、受診した分の医療費については自己負担となります。

※障害支援区分審査会の開催前に、緊急にサービスを利用する必要がある方については、利用申請時にご相談ください。

⑤ 申請者へ障害支援区分認定結果を通知

障害支援区分審査会の結果を申請者へ通知します。認定された区分によっては、申請したサービスを利用できない場合もあります。

⑥ 申請者から市へサービス等利用計画案を提出

サービス等利用計画、セルフプランのいずれかを市に提出します。障害支援区分の認定を受けても、計画が提出されていない場合は、市はサービスの支給決定をすることはできません。

⑦ サービス支給決定（受給者証の送付）

提出されたサービス等利用計画またはセルフプランを勘案し、支給を決定します。支給が決定されたら、支給決定通知書と受給者証が送付されます。

※受給者証の作成から送付まで3日～1週間ほどかかりますので、すぐに事業所と契約してサービスを利用したいなどお急ぎの方はご連絡ください。

⑧ 事業所との契約

市から送付された受給者証を事業所に提示し、サービスの利用契約を結びます。

※事業所との契約する際には、受給者証のほかに、別途事業所が定める書類等の提出が必要となる場合がありますので、直接お問い合わせください。

⑨ サービス利用開始

サービスの利用を開始します。サービスの自己負担額および実費負担額については事業所へ直接支払います。

（2） 介護給付を希望する場合（18歳未満の方）

18歳未満の方については、障害支援区分の認定は必要ないため、前述（1）介護給付を希望する場合の④、⑤が省略されます。

（3） 訓練等給付を希望する場合

訓練等給付については、障害支援区分の認定は必要ないため、前述（1）介護給付を希望する場合の④、⑤が省略されます。

（4） 障害児通所給付を希望する場合

障害児通所給付（⑩放課後等デイサービス、⑪児童発達支援）については、障害支援区分の認定は必要ないため、前述（1）介護給付を希望する場合の④、⑤が省略されます。

3. サービスの利用者負担額

障害福祉サービスの利用者負担額は、原則1割負担です。さらに所得に応じて下表のとおり負担上限月額が設定されます。ただし、入所施設での食費や光熱水費、グループホームの家賃など、実費負担が生じる部分については自己負担となりますが、この実費負担額を軽減するための減免措置もあります。

(1) 所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	利用者本人とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

(2) 18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満) ※入所施設利用者 (20歳以上) グループホーム利用者 を除きます。(注)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注) 入所施設利用者 (20歳以上)、グループホーム利用者は市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

(3) 障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用	4,600円
		入所施設利用	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

難病等の方々の障害福祉サービス利用について

平成25年4月から施行された障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等の方々が加わりました。対象となる方々は、身体障害者手帳の有無に関わらず、サービス利用申請の際に対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証等）を提示していただくことで、申請が可能になります。

対象疾患（130疾患）

1	IgA腎症	45	骨髄線維症	89	天疱瘡
2	亜急性硬化性全脳炎	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	90	特発性拡張型心筋症
3	アジソン病	47	混合性結合組織病	91	特発性間質性肺炎
4	アミロイド症	48	再生不良性貧血	92	特発性血小板減少性紫斑病
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	49	サルコイドーシス	93	特発性血栓症
6	ウェゲナー肉芽腫症	50	シェーグレン症候群	94	特発性大腿骨頭壊死
7	HTLV-1関連脊髄症	51	色素性乾皮症	95	特発性門脈圧亢進症
8	ADH不適合分泌症候群	52	自己免疫性肝炎	96	特発性両側性感音難聴
9	黄色靱帯骨化症	53	自己免疫性溶血性貧血	97	突発性難聴
10	潰瘍性大腸炎	54	視神経症	98	難治性ネフローゼ症候群
11	下垂体前葉機能低下症	55	若年性肺気腫	99	膿疱性乾癬
12	加齢性黄斑変性症	56	重症急性膵炎	100	嚢胞性線維症
13	肝外門脈閉塞症	57	重症筋無力症	101	パーキンソン病
14	関節リウマチ	58	神経性過食症	102	パージャー病
15	肝内結石症	59	神経性食欲不振症	103	肺動脈性肺高血圧症
16	偽性低アルドステロン症	60	神経線維腫症	104	肺泡低換気症候群
17	偽性副甲状腺機能低下症	61	進行性核上性麻痺	105	バッド・キアリ症候群
18	球脊髄性筋萎縮症	62	進行性骨化性線維形成異常症	106	ハンチントン病
19	急速進行性糸球体腎炎	63	進行性多巣性白質脳症	107	汎発性特発性骨増殖症
20	強皮症	64	スティーヴンス・ジョンソン症候群	108	肥大型心筋症
21	ギラン・バレ症候群	65	スモン	109	ビタミンD依存症二型
22	筋萎縮性側索硬化症	66	正常圧水頭症	110	皮膚筋炎
23	クッシング病	67	成人スチル病	111	びまん性汎細気管支炎
24	グルココルチコイド抵抗症	68	脊髄空洞症	112	肥満低換気症候群
25	クロー・深瀬症候群	69	脊髄小脳変性症	113	表皮水疱症
26	クローン病	70	脊髄性筋萎縮症	114	フィッシャー症候群
27	劇症肝炎	71	全身性エリテマトーデス	115	プリオン病
28	結節性硬化症	72	先端巨大症	116	パーチェット病
29	結節性動脈周囲炎	73	先天性QT延長症候群	117	ペルオキシソーム病
30	血栓性血小板減少性紫斑病	74	先天性魚鱗癬様紅皮症	118	発作性夜間ヘモグロビン尿症
31	原発性アルドステロン症	75	先天性副腎皮質酵素欠損症	119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
32	原発性硬化性胆管炎	76	側頭動脈炎	120	慢性血栓性肺高血圧症
33	原発性高脂血症	77	大動脈炎症候群	121	慢性膵炎
34	原発性側索硬化症	78	大脳皮質基底核変性症	122	ミトコンドリア病
35	原発性胆汁性肝硬変	79	多系統萎縮症	123	メニエール病
36	原発性免疫不全症候群	80	多巣性運動ニューロパチー	124	網膜色素変性症
37	硬化性萎縮性苔癬	81	多発筋炎	125	もやもや病
38	好酸球性筋膜炎	82	多発性硬化症	126	有棘赤血球舞踏病
39	後縦靱帯骨化症	83	多発性嚢胞腎	127	ランゲルハンス細胞組織球症
40	拘束型心筋症	84	遅発性内リンパ水腫	128	リソソーム病
41	広範脊柱管狭窄症	85	中枢性尿崩症	129	リンパ管筋腫症
42	高プロラクチン血症	86	中毒性表皮壊死症	130	レフェトフ症候群
43	抗リン脂質抗体症候群	87	TSH産生下垂体腺腫		
44	骨髄異形成症候群	88	TSH受容体異常症		

※別名や略称など上記の疾患名と診断書等の疾患名が異なる場合は、主治医または医療機関にお問い合わせください

障害者虐待防止法について

平成24年10月から施行された障害者虐待防止法では、国や地方公共団体、施設従事者や使用者などに障害者虐待の防止のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は通報の義務が発生することとなりました。

1. 障害者虐待とは

(1) 養護者による虐待

障がい者の介護や金銭の管理をしている家族や親族、同居者などが虐待をしているケースです。

(2) 施設従事者による虐待

福祉施設や、事務所などで働いている職員が虐待をしているケースです。

(3) 使用者による虐待

障がい者を雇って働かせている事業主などが虐待をしているケースです。

2. 虐待の種類

(1) 身体的虐待

暴力や体罰で身体に傷や痛みを与えること。または身動きがとれない状態にすること。

【具体例】殴る 蹴る 閉じ込める 医学的必要性のない投薬

(2) 性的虐待

無理やり性的な行為をする。またはさせること。

【具体例】性交を強要する 裸にする わいせつな映像を見せる

(3) 心理的虐待

侮辱したり、脅したりするような言葉で、精神的苦痛を与えること。

【具体例】怒鳴る 侮辱する言葉を浴びせる 仲間に入れない 無視する

(4) ネグレクト（放置・無視）

食事や入浴、排泄などの世話や介助をせず、心身を衰弱させること。

【具体例】十分な食事を与えない 劣悪な住環境で生活させる 必要な医療を受けさせない

(5) 経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金を使うこと。または必要な金銭を与えないこと。

【具体例】勝手に財産や預貯金を使う 日常生活に必要な金銭を渡さない

3. 虐待を受けた、または発見した場合

障がい者に対する虐待を発見した場合は、すぐに市へ通報しましょう。また、自らが虐待を受けたと感じた場合も、市に相談してください。障害者虐待防止法では「当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されており、通報者や本人の秘密は守られ、特定されることはありません。

関係機関一覧表

1. 砂川市内の関係機関（市外局番0125）

機関名	所在地	電話番号	ホームページ
砂川市役所	西6条北3丁目1番1号	54-2121	www://city.sunagawa.hokkaido.jp/
社会福祉課 社会福祉係	1階南庁舎⑧番窓口		組織と仕事→社会福祉課
社会福祉課 児童家庭係	1階南庁舎⑧番窓口		組織と仕事→社会福祉課
介護福祉課 高齢者支援係	1階南庁舎⑦番窓口		組織と仕事→介護福祉課
市民生活課 保険係	1階南庁舎③番窓口		組織と仕事→市民生活課
市民生活課 戸籍年金係	1階南庁舎①,②番窓口		組織と仕事→市民生活課
税務課 市民税係	1階北庁舎⑫番窓口		組織と仕事→税務課
税務課 資産税係	1階北庁舎⑩番窓口		組織と仕事→税務課
砂川市民生児童委員協議会	1階南庁舎⑧番窓口		組織と仕事→社会福祉課
中空知広域水道企業団砂川営業所	1階北庁舎⑮番窓口		組織と仕事→土木課→水道料金について
砂川市ふれあいセンター	西6条北6丁目1番1号	52-2000	組織と仕事→ふれあいセンター
砂川市子ども通園センター	西8条北4丁目1番1号	54-3045	組織と仕事→社会福祉課
砂川市立病院地域医療連携室	西4条北3丁目1番1号	54-2131	http://www.med.sunagawa.hokkaido.jp/
砂川市ことばの教室	西8条北4丁目1番1号	54-3548	
砂川市社会福祉協議会	西7条北4丁目1番1号	52-2588	
砂川手話の会	(砂川市社会福祉協議会内)	52-2588	http://www.geocities.co.jp/Outdoors/3158/
砂川年金事務所	西4条北5丁目1番1号	28-9003	http://www.nenkin.go.jp/ (日本年金機構)
砂川警察署	東2条南5丁目1番1号	54-0110	http://www.sunagawa-syo.police.pref.hokkaido.lg.jp/
砂川身体障害者福祉協会	東5条南4丁目2番12号	52-2855	
ハローワーク砂川	西6条北5丁目1番14号	54-3147	https://www.hellowork.go.jp/ (厚生労働省職業安定局)
北海道障害者職業能力開発校	焼山60番地	52-2774	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssk/

2. 砂川市外の関係機関

機関名	所在地	電話番号	ホームページ
北海道	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/
障がい者保健福祉課	北海道庁6階	011-204-5277	北海道庁の仕事→保健福祉部→障がい者保健福祉課
北海道立心身障害者総合相談所	札幌市中央区円山西町2丁目	011-613-5401	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sss/
北海道空知総合振興局	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0200	http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/
社会福祉課 地域福祉係	空知総合振興局4階	0126-20-0105	空知総合振興局の仕事→保健環境部
納税課 収納管理係	空知総合振興局1階	0126-20-0056	空知総合振興局各課・出先機関→納税課
北海道滝川保健所	滝川市緑町2丁目3番31号	0125-24-6201	http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tth/
北海道岩見沢児童相談所	岩見沢市鳩が丘1丁目9番16号	0126-22-1119	http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/cuo/

3. 砂川市内の障害福祉サービス事業所(市外局番0125) 1/3

事業所名	提供サービス (定員)	事業内容
障がい者就労継続支援事業所ぼる〜ん 所在地 東5条南4丁目2番12号 電話番号 52-2855 運営団体 NPO法人砂川つばさ ホームページ http:// w01.tp1.jp/~a240160510/	就労継続支援B型 (20名)	皮製品(トートバッグ、ショルダーバッグ、ポーチ、財布、ベルト等)の作成、各種製品の開発作製販売、布製品の裁縫およびオーダー品の受注など。
砂川市つむぎの家 所在地 東5条南4丁目2番12号 電話番号 52-6044 運営団体 NPO法人つむぎの家	就労継続支援B型 (30名)	羊毛の洗毛、毛糸紡ぎ、織物、段通、農作業、資源回収、地元企業からの軽作業の受託、洗車場管理、調理実習、体力作り、その他余暇活動など。
障害者自立支援施設くるみ 所在地 東5条南4丁目1番2号 電話番号 52-3893 運営団体 社会福祉法人くるみ会 ホームページ http://www.kurumikai.net/	自立(生活)訓練 (6名) 就労移行支援 (12名) 就労継続支援B型 (20名)	パンの製造、布工芸(クラフト)の製作、喫茶店の営業、他企業からの受託作業、出張販売やイベント販売、パソコン教室など。
地域生活支援センターぽぽろ 所在地 西3条北4丁目1番3号 電話番号 55-3101 運営団体 社会福祉法人くるみ会 ホームページ http://www.kurumikai.net/	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	サービス等利用計画の作成、施設や病院から地域生活に移行するための支援、地域生活を継続するための支援、相談への専門職員による個別対応など。
笑飛巣(えびす) 所在地 東7条南8丁目1番10号 電話番号 74-5868 運営団体 株式会社笑飛巣 ホームページ http://ja-jp.facebook.com/cafeebisu	就労継続支援A型 (15名)	ケーキや軽食を提供するカフェにおける清掃作業、菓子製造業務、接客、事務作業など。
グループホームどんぐり 所在地 西4条北4丁目1番20号 運営団体 社会福祉法人くるみ会	共同生活援助 (6名)	住居の提供、自立に向けての日常生活の援助など。
グループホームかえりゃんせ 所在地 吉野1条南8丁目1番2号 運営団体 社会福祉法人くるみ会	共同生活援助 (6名)	住居の提供、自立に向けての日常生活の援助など。
グループホームかえりゃんせII 所在地 吉野1条南8丁目1番3号 運営団体 社会福祉法人くるみ会	共同生活援助 (6名)	住居の提供、自立に向けての日常生活の援助など。

3. 砂川市内の障害福祉サービス事業所(市外局番0125) 2/3

事業所名	提供サービス (定員)	事業内容
ジャパンケア砂川 所在地 西3条北4丁目1番2号 電話番号 55-2365 運営団体 株式会社ジャパンケアサービス ホームページ http:// www.japan-care.com/	居宅介護 重度訪問介護	自宅での生活の援助 (ホームヘルプ)
ライフサポート筒井 所在地 晴見4条北8丁目184番地4 電話番号 55-2253 運営団体 有限会社ライフサポート筒井	居宅介護 重度訪問介護	自宅での生活の援助 (ホームヘルプ)
ヘルパーステーションさらん 所在地 東1条南3丁目1番24号ア1-104号 電話番号 74-5467 運営団体 株式会社ホームケアリーディング	居宅介護 重度訪問介護	自宅での生活の援助 (ホームヘルプ)
砂川希望学院 所在地 焼山345番地 電話番号 52-4375 運営団体 社会福祉法人札幌緑花会 ホームページ http://www.sunagawakibou.or.jp/	生活介護 (100名) 就労継続支援B型 (14名) 施設入所支援 (105名)	創作活動や生産活動、野菜 の栽培などの福祉的就労、 入所者への夜間における 支援など。
砂川希望学院(ホームヘルプ事業所) 所在地 焼山345番地 運営団体 社会福祉法人札幌緑花会	居宅介護 行動援護	自宅での生活の援助 (ホームヘルプ) 外出の際の援助
砂川希望学院(ショートステイ事業所) 所在地 焼山345番地 運営団体 社会福祉法人札幌緑花会	短期入所 (7名)	介護者が病気などにより、 介護が困難になった場合 の短期間の入所支援。
テイサポート優 所在地 東1条南18丁目141番地 運営団体 社会福祉法人札幌緑花会	生活介護 (10名) 就労継続支援B型 (10名)	創作活動や生産活動、福祉 的就労(うどん作り)など。
テイサポート夢 所在地 焼山345番地 運営団体 社会福祉法人札幌緑花会	生活介護 (20名)	創作活動や生産活動など。

3. 砂川市内の障害福祉サービス事業所(市外局番0125) 3/3

事業所名	提供サービス (定員)	事業内容
ワーク望 所在地 焼山345番地 運営団体 社会福祉法人札幌緑花会	就労継続支援B型 (30名)	野菜の栽培などの福祉的就労。
グループホーム豊沼荘 (共同生活のぞみ) 所在地 東1条南18丁目141番地 運営団体 社会福祉法人札幌緑花会	共同生活援助 (6名)	砂川希望学院関連施設の通所、入所者が地域生活に移行するための支援。
グループホーム晴見荘 (共同生活のぞみ) 所在地 晴見2条北7丁目 運営団体 社会福祉法人札幌緑花会	共同生活援助 (6名)	砂川希望学院関連施設の通所、入所者が地域生活に移行するための支援。
グループホームたんぽぽ荘 (共同生活のぞみ) 所在地 東3条南1丁目 運営団体 社会福祉法人札幌緑花会	共同生活援助 (6名)	砂川希望学院関連施設の通所、入所者が地域生活に移行するための支援。
グループホーム共栄荘 (共同生活のぞみ) 所在地 西2条南1丁目 運営団体 社会福祉法人札幌緑花会	共同生活援助 (6名)	砂川希望学院関連施設の通所、入所者が地域生活に移行するための支援。
グループホームなでしこ荘 (共同生活のぞみ) 所在地 東3条南9丁目2番地 運営団体 社会福祉法人札幌緑花会	共同生活援助 (6名)	砂川希望学院関連施設の通所、入所者が地域生活に移行するための支援。
グループホームさくら荘 (ケアホームのぞみ) 所在地 焼山389番地 運営団体 社会福祉法人札幌緑花会	共同生活援助 (4名)	砂川希望学院関連施設の通所、入所者が地域生活に移行するための支援。
砂川市子ども通園センター 所在地 西8条北4丁目1番1号 電話番号 54-3045 運営団体 砂川市	児童発達支援 (10名) 放課後等デイサービス (10名)	必要な療育指導、相談、援助など。

資料

1. 補装具種目一覧

種目	名称	基準額 (円)	耐用 年数	種目	名称	基準額 (円)	耐用 年数		
義肢		354,000	1～5	電動 車いす	普通型 (4.5 km/h)	314,000	6		
装具		84,000	1～3		普通型 (6.0 km/h)	329,000			
座位保持装置		326,000	3		簡易型	切替式		157,500	
盲人安全つえ	普通用	グラスファイバー	3,550			2		アシスト式	212,500
		木材	1,650		5	リクライニング式普通型		343,500	
		軽金属	2,200			電動リクライニング式普通型		440,000	
	携帯用	グラスファイバー	4,400		2	電動リフト式普通型		701,400	
		木材	3,700		4	電動ティルト式普通型		580,000	
		軽金属	3,550			電動リクライニング・ティルト式普通型		982,000	
身体支持併用		3,800	4		座位保持いす (児のみ)	24,300		3	
義眼	普通義眼	17,000	2		起立保持具 (児のみ)	27,400		3	
	特殊義眼	60,000			歩 行 器	六輪型		63,100	5
	コンタクト義眼	60,000				四輪型 (腰掛付)		39,600	
	眼鏡	矯正 眼鏡				6D未満		17,600	
6D以上10D未満			20,200	三輪型		34,000			
10D以上20D未満			24,000	二輪型		27,000			
20D以上			24,000	固定型		22,000			
前掛式			21,500	交互型	30,000				
遮光 眼鏡	遮光 眼鏡	6D未満	30,000	頭部保持具 (児のみ)	7,100	3			
		6D以上10D未満	30,000	排便補助具 (児のみ)	10,000	2			
		10D以上20D未満	30,000	歩 行 補 助 つ え	松葉づえ	木材	A 普通	3,300	2
		20D以上	30,000				B 伸縮	3,300	
		コンタクトレンズ	15,400			軽金 属	A 普通	4,000	
弱視 眼鏡	掛けめがね式	36,700	B 伸縮				4,500		
	焦点調整式	17,900	カナディアン・クラッチ	8,000	4				
補聴器	高度難聴用ポケット型	34,200	5	ロフストランド・クラッチ		8,000			
	高度難聴用耳かけ型	43,900		多点杖		6,600			
	重度難聴用ポケット型	55,800		プラットフォーム杖		24,000			
	重度難聴用耳かけ型	67,300		意 重 思 慮 伝 達 害 装 者 置 用	文字等走査入力方式		5		
	耳あな型 (レディ)	87,000			簡易なもの	143,000			
	耳あな型 (オーダー)	137,000			簡易な環境制御機能が付加されたもの	450,000			
	骨導式ポケット型	70,100			高度な環境制御機能が付加されたもの	450,000			
	骨導式眼鏡型	120,000			通信機能が付加されたもの	450,000			
車 い す	普通型	10,000	6	生体現象方式	450,000				
	リクライニング式普通型	120,000							
	ティルト式普通型	148,000							
	リクライニング・ティルト式普通型	173,000							
	手動リフト式普通型	232,000							
	前方大車輪型	100,000							
	リクライニング式前方大車輪型	120,000							
	片手駆動型	117,000							
	リクライニング式片手駆動型	133,600							
	レバー駆動型	160,500							
	手押し型A	82,700							
	手押し型B	81,000							
	リクライニング式手押し型	114,000							
	ティルト式手押し型	128,000							
リクライニング・ティルト式手押し型	153,000								

2. 日常生活用具種目一覧

種目		基準額（円）	耐用年数	対象者	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000	8	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等で寝たきりの状態にある者	
	特殊マット	19,600	5	下肢又は体幹機能障害1級以上 難病患者等で寝たきりの状態にある者	
	特殊尿器	67,000	5	下肢又は体幹機能障害1級以上 難病患者等で自力で排尿できない者	
	入浴担架	82,400	5	下肢又は体幹機能障害2級以上	
	体位変換器	15,000	5	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等で寝たきりの状態にある者	
	移動用リフト	159,000	4	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	
	訓練椅子（児童）	33,100	5	下肢又は体幹機能障害2級以上	
	訓練用ベット	159,200	8	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000	8	下肢又は体幹機能障害 難病患者等で入浴に介助を要する者	
	便器	4,450	8	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等で常時介助を要する者	
	T字状・棒状のつえ	3,000	3	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	
	移動・移乗支援用具	60,000	8	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 難病患者等で下肢が不自由な者	
	頭部保護帽	12,160	3	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 てんかんの発作により頻繁に転倒する知的障害者（児）・精神障害者	
	特殊便器	151,200	8	上肢障害2級以上 難病患者等で上肢機能に障害のある者	
	火災警報器（1世帯2台を限度）	15,500	8	障害等級2級以上 障害種別にかかわらず火災発生の感知・避難が困難な者	
	自動消火器	28,700	8	障害等級2級以上 障害種別にかかわらず火災発生の感知・避難が困難な者 又は難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
	電磁調理器	41,000	6	視覚障害2級以上	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	10	視覚障害2級以上	
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	10	聴覚障害2級以上	
	住宅療養等支援用具	透析液加湿器	51,500	5	腎臓機能障害3級以上
ネブライザー		36,000	5	呼吸器機能障害3級以上 難病患者等で呼吸器機能に障害のある者	
電動式たん吸引器		56,400	5	呼吸器機能障害3級以上 難病患者等で呼吸器機能に障害のある者	
酸素ボンベ運搬車		17,000	10	在宅酸素療法者	
盲人用体温計（音声式）		9,000	5	視覚障害2級以上	
盲人用体重計		18,000	5	視覚障害2級以上	
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		157,500	5	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者	
携帯用会話補助装置		98,800	5	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発生、発語に著しい障害を有する者	
パーソナルコンピューター		118,500	6	上肢機能障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上	
点字ディスプレイ		383,500	6	視覚及び聴覚重度重複障害	
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	63,100	5	視覚障害2級以上	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	89,800	6	身体障害者手帳2級以上で学齢時以上の児童	
	地デジ対応ラジオ	29,000	6	視覚障害2級以上	
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	115,000	6	視覚障害2級以上	
	視覚障害者用拡大読書器	198,000	8	視覚障害者であって、本装置で読むことが可能となる者	
	盲人用時計	解読式10,300 音声式13,300	10	視覚障害2級以上	
	聴覚障害者用通信装置	71,000	5	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者	
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900	6	聴覚障害者	
	人工内耳用電池等	充電電池20,300/個 充電器13,500/個	2	人工内耳を装着している聴覚障害者（児）	
	人工喉頭	70,100	5	喉頭摘出者	
	ファックス（貸与）	7,700	-	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上で、電話での意思疎通困難	
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	1,030,000	-	視覚障害者	
	点字図書	市長が認めた額	-	聴覚障害者	
	排泄管理支援用具	ストーマ装具	蓄便袋8,858 蓄尿袋11,639	-	ストーマ造設者
		紙おむつ等	12,000 （月額）	-	高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者先天性疾患による高度の排尿機能障害者でストーマ用具等が使用できない者
収尿器		8,500	1	高度の排尿機能障害者	
住宅改修	居室生活動作補助用具	200,000	-	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	

このページは空白ページです。

〒073-0195 北海道砂川市西6条北3丁目1番1号

TEL 0125-54-2121 (内線224) FAX 0125-55-2301

ホームページ <http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp>

砂川市市民部社会福祉課社会福祉係